# 令和 4 年度 第 12 回

江田島市農業委員会議事録

## 令和 4 年度第 12 回江田島市農業委員会議事録

日 時	令和5年3月3 14:00~14:5		場所	わくわくセンター 2 階農業研修室
出席委員	1 村上 浩司 2 清水 正子 5 川尻 一行 7 中福 留美 9 小原 正清			
欠席委員	<ul><li>3 山田 隆見</li><li>4 下河内 昭博</li><li>6 田中 正彦</li></ul>			
出席者総数	出席委員 5名			
事務局職員	事務局長 書 記 書 記 書 記 書 記	猪垣 英治 兼平 美樹 佐山 靖裕 久保 彰裕 藤本 沙由里		
傍 聴 者	向井推進委員			
議事録署名委員	5番 川尻委員 7番 中福委員			
提出議題	議案第 64 号 議案第 65 号 議案第 66 号	農地法第5条 非農地証明の 農用地利用集 下限(別段)	その規定による の申請について 集積計画の決定 面積の廃止に	について

## 1 開 会

#### 事務局長

皆様こんにちは、本日も御多忙の中、総会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。早いものでありまして、今年度最後、第12回目ということになり本年度も一年間大変ありがとうございました。それでは定刻になりましたので、只今から令和4年度第12回江田島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会は、委員総数8名中、出席者は5名で下河内委員と山田委員からは、欠席の連絡を頂いております。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による出席委員が過半数を超えていますので、本総会は成立することを御報告いたします。また、議事録作成のため、本会議を録音することをお知らせさせていただきます。

それでは、最初に小原会長が、皆様に御挨拶申し上げます。

## 議長

皆様、こんにちは。桜もちょうど今、満開の頃で花粉も作用してきて、中々私も花粉症が厳しいもので辛い作業をしているところです。2日前に農業委員会の会長の総会が広島市でありまして、主に予算等の事業計画関係の事案でした。関係するのは今年、多分15の市町の農業委員会で改選を迎える様な話だそうです。そして、地域計画の策定にむけて研修が大事になるという事で、今年の主な計画の中では、事務局の新任研修とか、あるいは農業委員会や推進委員の研修を近いうちにやりたいという様な話で、基本的に事業計画なり予算は、ほぼ前年どおりで採決されたということでございます。後は、女性の農業委員・推進委員の方の募集について、皆様方に協力して欲しいという話もありました。4月に入れば募集が始まりますので、是非お願いしたいと思います。以上になります。

#### 事務局長

ありがとうございました。田中委員からも只今、欠席の連絡がありました。 それでは、これからの議事進行は、江田島市農業委員会会議規則第4条の規定 により、会長が議長となります。小原会長よろしくお願いします。

#### 2 議事録署名者の指名について

#### 議長

日程第2の議事録署名者の指名ですが、本日の議事録署名者につきましては5番の川尻委員と田中委員が欠席ということで7番の中福委員の指名をお願いさせていただきます。なお、書記に猪垣事務局長、兼平書記、佐山書記、久保書記の3名を指名したいと思います。

## 3 諸 報 告

議長

日程第3の諸報告です。事務局お願いします。

### 兼平書記

本日審議する事案について説明します。

1つ目は、農地法第3条、第5条の許可申請について。

2つ目は、非農地証明申請について。

3つ目は、農地利用集積計画について。

4つ目は、下限面積の廃止について。

5つ目は、令和5年度最適化活動の目標設定等についてです。以上です。

議 長 それでは、日程第4の議案第62号農地法第3条の規定による許可申請について事務局からお願いします。

兼平書記

議案第62号、農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求める。令和5年3月30日提出。江田島市農業委員会会長小原正清。

番号1、譲渡人、A、譲受人、B。

所在地、大柿町●●字○○\_番\_の1筆、面積は1,016 m<sup>2</sup>。

申請理由は有償譲渡で、譲渡人は「遠方に居住し、高齢で適正な管理が困難であった。今回、譲受人との間で売買契約が締結されたので、有償で譲り渡す。」 譲受人は「譲渡人の希望により有償で譲り受ける。」

農地法第3条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思います。御審議をお願いします。

議 長 村上委員、お願いします。

村上委員 事務局の説明したとおり間違いありません。問題ないと思いますので、よろ しくお願いします。

議 長| 御意見、御質問はございませんか。

委員 無しの声あり。

議 長 採決に入ります。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

委 員 全員挙手。

議 長 全会一致で許可と認めます。事務局は、次をお願いします。

所在地、能美町●●字○○\_番、外 5 筆、合計面積は 2,708 ㎡。

申請理由は有償譲渡で、譲渡人は「高齢で適正な管理が困難となり、農業後継者もいないことから有償で譲り渡す。」

譲受人は「義理の兄からの申し出を受け入れ、現在栽培中の果樹も、そのま ま譲り受けて営農する。」

農地法第3条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以

上のことから、この申請は適正であると思います。御審議をお願いします。

議長川尻委員、お願いします。

川尻委員 事務局の説明のとおり間違いありません。よろしくお願いします。

議 長 他に御質問等ございますか。

委員 無しの声あり。

議 長 採決に入ります。許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

委 員 全員挙手。

議 長 全会一致で許可とします。事務局は、次をお願いします。

所在地、江田島町●●\_\_丁目\_番\_の1筆、面積は1,018 m<sup>2</sup>。

申請理由は有償譲渡で、譲渡人は「当該地を売買により取得したが、遠方に住んでおり、高齢で耕作困難なため有償で譲り渡す。」

譲受人は「夏には江田島市に移住する計画があり、当該地を有償で譲り受けて、さつまいもを栽培する。」

農地法第3条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思います。御審議をお願いします。

議 長 山田委員が欠席ということで、事務局お願いします。

佐山書記

山田委員に代わり事務局の方から説明します。写真が逆光になって分かりにくいかもしれませんが、▲▲の近くにある立地条件の良い区画の農地でした。中田推進委員と山田委員と事務局で現地確認を行いました。中田推進委員の話しでは、この程度の木なら、すぐ綺麗になると言っておられました。問題ありませんので、よろしくお願いします。

議 長 他に質問等ございませんか。

委員 無しの声あり。

議 長 採決に入ります。許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

委 員 全員挙手。

議 長 全会一致で許可とします。続きまして、議案第63号、農地法第5条の規定に

よる許可申請について、事務局からお願いします。

兼平書記

議案第63号、農地法第5条の規定による許可申請について。農地法第5条の規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求める。 令和5年3月30日提出。江田島市農業委員会会長小原正清。

番号1、譲渡人、G、譲受人、H。

所在地、大柿町●●字○○\_番\_の1筆、面積は175 m<sup>2</sup>。

申請理由は有償譲渡で、譲渡人は「譲受人の希望により有償で譲り渡す。」 譲受人は、「近隣で共同住宅の需要があると聞き、アパート経営をするため、 有償で譲り受ける。当該農地と他の宅地3筆を併せて共同住宅を建築する。」以 上です。御審議をお願いします。

議 長 村上委員、お願いします。

村上委員 事務局の説明のとおり間違いありません。よろしくお願いします。

議 長 他に質問等ございませんか。

委員 無しの声あり。

委員 全員挙手。

議 長 全会一致で、本案件を許可とします。事務局は、次をお願いします。

兼平書記

番号 2 と 3 は関連した案件ですので、まとめて説明させていただきます。番号 2、譲渡人、 I、譲受人、 J。

所在地、江田島町●● 丁目 番の1筆、面積は135 m<sup>2</sup>。

申請理由は有償譲渡で、譲渡人は「以前から当該地を自宅の庭及び家庭菜園 用地等として譲受人に貸与しており、今後耕作の予定もないことから譲受人の 希望により、有償で譲り渡す。」

譲受人は、「隣地の土地と一体的に自宅の庭兼駐車場として整備するに当たり、譲渡人と合意が得られたので有償で譲り受ける。」

番号3、譲渡人、K、譲受人、J。

所在地、江田島町●●\_\_丁目\_\_番\_の1筆、面積は85 m<sup>2</sup>。

申請理由は有償譲渡で、譲渡人は「当該地を地元の講の物置用地等として利用しており、今後耕作の予定もないことから譲受人の希望に応じて有償で譲り渡す。」

譲受人は、「隣接の土地と一体的に自宅の庭として整備するにあたり、譲渡人と合意が得られたので、有償で譲り受ける。」以上です。御審議をお願いします。

議 長 山田委員が欠席のため、事務局の方説明お願いします。

佐山書記

山田委員の代わりに説明します。3月20日、山田委員、中田推進委員、久保推進委員、事務局で現地確認を行いました。写真の赤い線で囲っているところが2番の案件の土地です。黄色いところが3番の案件の土地になります。締め固められていて駐車場の状態で使っています。奥に物置のようなプレハブみたいな物置があるのですが、防災倉庫兼講の物置で掃除道具などが置いてあるところです。その前に簡易的なゴミステーションとなるので、車とかも止められて地域のために駐車場兼雑種地みたいな感じで譲受人は解放すると言われていました。畑はしないので雑種地に転用するということです。問題ないと思います。よろしくお願いします。

議 長 他に御質問等ございませんか。

委員 無しの声あり。

議 長 採決に入ります。許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

委 員 全員挙手。

議 長 全会一致で許可とします。事務局は、次をお願いします。

兼平書記 番号 4、貸付人、L、借人、M。

所在地、能美町●●字○○\_番、\_番\_の2筆、合計面積は650 m<sup>2</sup>。

申請理由は使用貸借で貸し人は「息子の自宅を建築するため、無償で貸与する。 \_番の農地については、一部を以前より駐車場として利用していたため、 始末書を添えて申請する。」

借人は、「自宅を新築するにあたり、親から無償で借用する。」以上です。御 審議をお願いします。

議 長 川尻委員、お願いします。

川尻委員 事務局の説明のとおり間違いありません。よろしくお願いします。

議 長 他に御質問等ございませんか。

委員 無しの声あり。

議 長| 採決に入ります。許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

委 員 全員挙手。

議 長 全会一致で許可とします。事務局は、次をお願いします。

所在地、沖美町●●字○○\_番の1筆、面積は1,417㎡。

申請理由は無償譲渡で、譲渡人は「県外に居住しており、適正な管理が困難なため、息子である譲受人に無償で譲渡する。」

譲受人は「親から当該地を譲り受け、太陽光発電設備を設置するため、無償で譲り受ける。」以上です。御審議をお願いします。

議 長 事務局、お願いします。

佐山書記

下河内委員が欠席のため代わりに説明させていただきます。3月22日に下河内委員、大方推進委員、事務局とで現地確認をさせていただきました。県道沿いの手前に果樹、ミカンや八朔をされていて綺麗な畑の奥にある斜面に太陽光発電を設置するということです。お父さんの土地を息子さんが貰って太陽光発電所を自分でお金を借りて作る。かなり荒れていたので排水や水が畑の方に流れこまないようにしてくださいと伝えていますので、問題無いと思います。よろしくお願いします。

議 長 他に御質問等ございませんか。

中福委員 下のミカン畑も下川さんの土地ですか。

佐山書記 全くの他人です。ですので、この方にも了承をいただいています。

議 長 他に御質問等ございませんか。

委員 無しの声あり。

委 員 全員挙手。

議 長 全会一致で許可とします。続きまして、議案第64号の非農地証明申請について、事務局は説明をお願いします。

兼平書記 議案第64号、非農地証明の申請について。農地法第2条第1項の規定により、 次のとおり証明申請があったので、農業委員会の議決を求める。令和5年3月 30日提出。江田島市農業委員会会長 小原 正清。

番号1、申請人、P。

所在地、能美町●●字○○\_番\_、外3筆、合計面積は3,514 ㎡。 申請理由は「平成10年頃までは父が野菜やミカン等を耕作していたが、病気 のため耕作をしていない。それから先、現在まで管理していない。」以上です。 御審議をお願いします。

議 長 事務局、お願いします。

佐山書記

田中委員欠席のため説明させていただきます。まず、写真は逆光で見えにくいですが、字○○\_番\_というのは、●●から●●に抜ける山道の更に奥の山で、現地までは行けない状態で完全に山になっています。字○○の方は、まだ住宅に近いのですが、急斜面の法面で畑として再生することは不可能です。階段を上がって行きましたが、山林になっていました。現地確認は田中農業委員、川口推進委員、室元推進委員、事務局は猪垣事務局長、兼平、佐山の6人で行いましたので間違いありません。よろしくお願いします。

議 長 他に御質問等ございませんか。

委員 無しの声あり。

議 長 採決に入ります。許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

委 員 全員挙手。

議 長 全会一致で許可とします。続きまして、議案第65号「農用地利用集積計画について」事務局から説明してもらいます。

兼平書記

議案第65号、農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、江田島市長から江田島市農用地利用集積計画の決定について、依頼があったので農業委員会の議決を求める。令和5年3月30日提出。江田島市農業委員会会長 小原 正清。

今月は2件の申請がありました。

番号 1、所在地、江田島町●●\_\_丁目\_番\_の一部、1 筆、面積は 1,207 ㎡の内の 1,017 ㎡。

所有者、江田島町●●、Q、権利の種類、所有権。

設定を受ける者、江田島町●●、R、利用権の種類、賃貸借権、内容、野菜、 始期、公告日の翌日、終期、始期から3年間。

番号 2、所在地、江田島町●●\_\_丁目\_番\_の 1 筆、面積は 1,027 ㎡。所有者、 江田島町●●、S、権利の種類、所有権。

設定を受ける者、江田島町●●、T、利用権の種類、貸借権、内容、 野菜、始期、公告日の翌日、終期、始期から3年間。以上2件のです。御審議 をお願いします。

議 長 何か質問等ございませんか。

議員 無しの声あり。

議 長 採決に入ります。許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

委 員 全員挙手。

議 長 全会一致でこの計画については、決定とさせていただきます。続きまして、 議案第66号の下限面積の廃止について、事務局から説明してもらいます。

兼平書記 議案第66号、下段(別段)面積の廃止について。農地法(昭和27年法律第229号)第3条第2項第5号の規定に基づく下限面積の廃止を定め、令和5年4月1日から施行する。令和5年3月30日提出。江田島市農業委員会会長 小原正清。

佐山書記 令和元年の資料なのですが、広島県の市町の下限面積を示している表です。 江田島市は現在まで1反、1,000 ㎡下限面積が必要でした。農地法の改正により撤廃となりますので、県北の方ではまだ別段面積として、別に設けるかもしれないが江田島市では流動化のため撤廃でもいいのではないかと提案しました。これにより下限面積では1,000 ㎡の農地を所有しなくても自由に農地を所有できるようになります。皆様が賛成でしたら、国に習って江田島市も進めていきたいと思います。

議 長 皆様方は、何か質問等ございませんか。

佐山書記 無しの声あり。

議 長 採決に移りたいと思います。本案件について、賛成の方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手。

議 長 全会一致でこの本案件について、決定とさせていただきます。続きまして、 議案第67号の令和5年度最適化活動の目標設定等について、事務局から説明してもらいます。

兼平書記 議案第67号、令和5年度最適化活動の目標設定等について。農業委員会等に 関する法律第6条第2項の規定により、令和5年度最適化活動の目標設定等に ついて、農業委員会の議決を求める。令和5年3月30日提出。江田島市農業委員会会長 小原 正清。

久保書記 議案 67 号について、説明いたします。農業委員会は農地の集積、遊休農地の 解消、新規参入の促進といった農地等の利用の最適化にかかる活動を実施する ことになっておりますが、これに伴って農林水産省経営局長通知により3月末 (今月末)までに次年度の最適化活動の成果目標及び活動目標を設定する必要があります。令和4年度の最適化活動の目標の設定等につきましては、2月に農林水産省から通知があったということもありまして、3月末ではなくて、7月の第4回江田島市農業委員会総会及び、第2回江田島市農業委員及び農地利用最適化推進委員合同会議において説明いたしました。委員の皆様にお配りしております。それでは、番号順に説明いたします。

I、農業委員会の状況、1農業委員会の現在の体制につきましては、令和4年度に委員が1名辞任致しましたので、定数9名に対して実数を8名に変更しております。2農家・農地等の概要につきましては、2020年の農林業センサスの情報や広島県が公開しております、最新の耕地及び作付面積統計の情報に更新しております。

続きましてⅡ、最適化活動の目標、1最適化活動の成果目標。

- (1) 農地の集積 ①現状及び課題についてですが、令和3年度末の集積面積40.79haでしたが、令和4年度末の集積面積は41.81haとなりますので、集積率が7.98%になります。しかし、次の②目標の表のとおり令和12年度までに集積率を28.1%にする目標となっておりますのであと8年で約105haの農地を新規に集積していくことになります。そのため令和5年度の新規集積面積の105haを8で割った13.18haとなりますので、累計集積面積の目標は54.99haとなります。
- (2) 遊休農地の解消 ①現状及び課題において、表の現状の項目の緑区分の遊休農地面積につきましては、昨年の夏から秋に実施した農地パトロールで C 判定を付けた農地の合計 7.12ha を記載しています。②目標におきましては、国や県から令和 3 年度の各遊休農地の面積を記載するよう指示がありましたので、そのとおりに記載しています。
- (3) 新規参入の促進 ①現状及び課題の表の現状の項目、令和 4 年度の実績として新規参入者、2 経営体、0.58ha の記載と、②目標の表の権利移動面積の項目に令和 4 年度の農地法産業申請と集積面積の実績として 15.4ha を記載しています。

続きまして、2 最適化活動の目標につきましては、特に変更しておりません。 来年度、令和5年度も毎月1人当たりの最適化活動を行う日数を6日にしたい と思います。(2)(3)につきましては、特に変更しておりません。簡単ではご ざいますが、説明は以上になります。御審議をよろしくお願いします。

議 長 最適化目標は4日でもよかったのではなかったですか。

佐山書記 最低が6日です。

議 長 他に質問等ございませんか。

委員無しの声あり。

議 長 採決に移りたいと思います。 賛成の方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手。

議 長 全会一致で許可とします。

佐山書記

また、新しい活動記録簿を御配りしております。今年分が戻ってきているところです。厳しいことをいうようですが、殆ど日数が足りてない方や、全く書いてない方もいるので、そういう方が来年度は無いように、まとめて書いたら嘘になってしまいますので少しずつ、その日その日に書いてください。それが正しい情報だと思います。このことは、推進委員の方にも御配りして説明します。4月の合同会議と総会を決めさせてもらいましたが、そこで、説明させていただきますので皆様ご協力をお願いいたします。以上です。

議長

日記については、6日にこだわらず書いてください。皆様方も農業等のとき に何をやったとメモなりすると思います。そのような感じで、できる範囲で書 いていただきたいと思います。よろしくお願いします。

佐山書記

もう1つ協議事項があります。先月配布した令和5年度の農業委員会総会の開催予定の表がありますので御覧ください。総会の開催日を月末の火・木で決めさしてもらっていましたが、ある委員さんが、木曜日が出席しにくくなるということで、木曜日を皆様がよければ金曜日にできないかと会長に相談しましたら、皆様に聞いてみましょう。ということでこの場を借りて皆様にお聞きしたいと思います。

川尻委員

では火・水ではどうか。

佐山書記

火・水でも大丈夫だと思います。

議長

変更してほしいという委員に聞いてみないと。

佐山書記

そうですね、聞いてみます。では、遅い方の火・水ということにしましょう。 また、皆様に通知いたします。

もう一点、今回、江田島市広報に「農業委員および農地利用最適化推進委員を募集します。」という記事が出ます。先程、皆様方にお配りしています応募用紙等を市民センターの方に説明しています。4月3日から公募が始ります。高齢の方もいらっしゃるので、会長が言われておりました、若返りや女性の募集も積極的に登用していかなければならない立場にあります。皆様方、良いお方がおられましたらご紹介ください。よろしくお願いします。

議長

皆様、質問等ございませんか。また皆様方にも推進委員、農業委員の募集の 御協力をお願いしたいなと思います。よろしくお願いします。以上をもちまし て、農業委員会の総会を終了とさせていただきます。ありがとうございました。